

## 2 生活衛生

### (1) 食品衛生

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、輸入食品の増大に伴う流通の国際化、インターネットの普及による流通の変化、消費者ニーズの多様化、健康志向、鮮度志向等食品をとりまく環境は日々変化を遂げている。

そのような中で、生命と健康維持に最もかかわりの深い食品の安全性を確保するため、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、すべての食品等事業者は一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による健康被害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し、施設の整備改善、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めている。

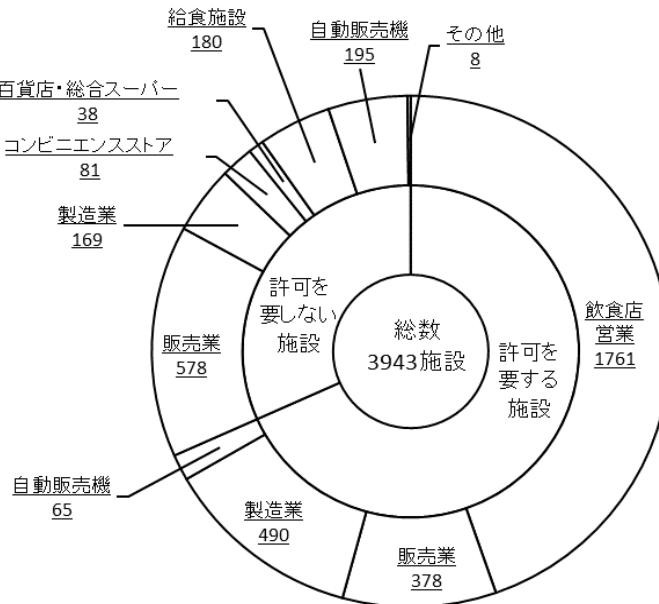
#### ① 施設及び監視指導

一般監視のほか、営業形態、時期、各種イベント開催等を勘案した重点監視や集中監視を実施した。

《施設と監視の状況》 (単位:施設、件)

区分	施設数	監視件数
4年度	4,039	2,911
5年度	3,973	2,847
6年度	3,943	3,058

《施設の状況》



《許可を要する施設（旧法）》

（単位：施設、件）

区分	施設数			新規許可件数			更新許可件数			廃止件数			監視件数		
	4 年 度	5 年 度	6 年 度												
総 数	1,832	1,394	1,006	0	0	0	0	0	0	256	176	130	673	412	347
飲食店営業	1,113	845	604	0	0	0	0	0	0	146	106	74	343	205	150
菓子製造業	111	80	65	0	0	0	0	0	0	10	15	3	85	69	46
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	142	111	78	0	0	0	0	0	0	17	9	12	59	25	32
魚介類せり売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業	5	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	8
食品の冷凍・冷蔵業	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	2
缶詰又はびん詰食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業	129	83	58	0	0	0	0	0	0	33	18	13	2	9	4
あん類製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
乳類販売業	130	101	69	0	0	0	0	0	0	20	11	15	5	3	1
食肉処理業	18	16	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31	15	25
食肉販売業	97	81	60	0	0	0	0	0	0	15	6	9	47	12	23
食肉製品製造業	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	11	6	2
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	5	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6
醤油製造業	7	7	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	17	10
ソース類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	5	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
豆腐製造業	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	6	8
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	5	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	12
そうざい製造業	35	30	22	0	0	0	0	0	0	12	4	3	26	14	15
添加物製造業	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	8	6	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	5	3
氷雪製造業	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行されたため、それ以前を旧法、以後を新法として記載。

## «許可を要する施設（新法）»

(単位：施設、件)

区分	施設数			新規許可件数			更新許可件数			廃止件数			監視件数		
	4 年 度	5 年 度	6 年 度												
総 数	960	1,318	1,688	478	401	413	0	0	0	20	43	43	1,356	1,429	1,562
飲食店営業	655	914	1,148	338	292	270	0	0	0	19	33	36	742	798	715
調理機能を有する自動販売機（要許可）	11	15	16	10	4	1	0	0	0	0	0	0	20	7	2
食肉販売業	18	27	35	10	9	10	0	0	0	0	0	2	30	27	35
魚介類販売業	72	93	120	30	24	28	0	0	0	0	3	1	179	178	271
魚介類競り売り営業	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	3	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	8	2	2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	76	112	142	43	37	32	0	0	0	0	1	2	129	148	155
アイスクリーム類製造業	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	3	5	2	0	2	0	0	0	0	0	0	5	5	5
食肉製品製造業	1	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	8	8
水産製品製造業	42	47	70	12	6	23	0	0	0	0	1	0	111	130	185
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
みそ又はしょうゆ製造業	5	4	7	2	0	3	0	0	0	0	1	0	7	3	13
酒類製造業	6	5	5	4	0	0	0	0	0	0	1	0	16	4	0
豆腐製造業	4	4	6	2	0	2	0	0	0	0	0	0	9	7	16
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麵類製造業	7	7	7	3	0	1	0	0	0	0	0	1	20	9	18
そうざい製造業	36	50	76	13	17	27	0	0	0	0	3	1	58	73	100
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	2	3	7	1	1	4	0	0	0	0	0	0	4	5	17
密封包装食品製造業	8	11	11	3	3	0	0	0	0	0	0	0	9	10	2
食品の小分け業	7	11	18	0	4	7	0	0	0	0	0	0	1	14	16
添加物製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

## 《許可を要しない施設の監視状況（旧法）》

(単位：施設、件)

区分		施設数			監視件数		
		4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
総数		193	87	66	6	5	13
給食施設	学校	0	0	0	0	0	0
	病院・診療所	5	6	5	0	1	0
	事業所	1	1	1	0	0	0
	その他	30	26	26	0	0	4
乳さく取業		1	1	1	0	0	0
食品製造業		136	44	25	4	4	9
野菜・果物販売業		13	4	4	2	0	0
そうざい販売業		1	1	0	0	0	0
菓子（パン）販売業		1	1	1	0	0	0
食品販売業（上記以外）		5	3	3	0	0	0
添加物製造業		0	0	0	0	0	0
添加物の販売業		0	0	0	0	0	0
氷雪採取業		0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業		0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設（下記に別記）を含む。

## 《認定等を要する施設の監視状況》

(単位：施設、件)

区分	施設数			新規認定件数			更新認定件数			廃止件数			監視件数		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
総数	224	145	0	0	0	0	0	0	0	44	25	26	167	163	16
加工水産物販売業	123	72	0	0	0	0	0	0	0	24	17	7	16	8	9
加工水産物製造業	51	44	0	0	0	0	0	0	0	7	4	9	33	39	2
魚介類等行商業	24	13	0	0	0	0	0	0	0	13	3	10	0	0	5
かきの処理をする作業場	26	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	118	116	0

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設。施設数は各年度末現在

## 《届出を要する施設の監視状況（新法）》

(単位：施設、件)

区分	施設数			監視件数		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
総数	909	1,029	1,183	542	838	1,120
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	6	9	11	3	5	6
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	13	14	15	4	5	4
乳類販売業	57	58	64	18	6	7
氷雪販売業	1	1	1	0	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	71	102	121	0	1	0
弁当販売業	1	2	4	26	14	18
野菜果物販売業	43	50	52	38	28	40
米穀類販売業	5	5	5	9	1	2
通信販売・訪問販売による販売業	5	5	6	0	0	2
コンビニエンスストア	70	76	81	29	14	24
百貨店・総合スーパー	34	37	38	120	108	166
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	75	68	74	1	7	4
その他の食料・飲料販売業	251	288	370	89	60	45
添加物製造・加工業	3	3	3	0	3	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	16	21	24	11	9	6
農産保存食料品製造・加工業	35	39	42	12	21	10
調味料製造・加工業	16	17	17	13	10	7
糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0
精穀・製粉業	4	5	5	2	2	0
製茶業	3	4	6	0	2	2
海藻製造・加工業	11	14	20	10	3	19
卵選別包装業	0	0	0	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	16	17	23	7	6	15
行商	28	37	42	0	4	2
集団給食施設	140	150	148	149	177	178
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	4	4	4	0	0	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの	0	2	6	0	352	563
その他の他	1	1	1	1	0	0

※施設数は各年度末現在

※複数の業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届け出ている。

② 収去検査

規格基準違反等の不良食品を排除するため、管内業者製造の製品、輸入食品、弁当、そ  
うざい、生かき等を中心に検査を行った。

《食品収去検査実施状況》

(単位：件)

区分	数	4年度	5年度	6年度					
		収去検体数	収去検体数	収去検体数	違反検体数	違反理由			
						大腸菌(群)	添加物使用基準	残留農薬等基準	その他
総	数	399	422	413	0	0	0	0	0
魚介類		83	87	91	0	0	0	-	0
冷凍食品		3	14	5	0	0	-	-	-
魚介類加工品		30	41	40	0	0	0	-	0
肉卵類及びその加工品		25	23	17	0	0	0	-	0
乳製品		5	5	5	0	-	-	-	-
乳類加工品		0	0	0	0	-	-	-	-
乳等		0	0	0	0	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	-	-	-	-
穀類及びその加工品		44	44	44	0	0	0	-	-
野菜類果物及びその加工品		81	83	81	0	0	0	0	-
菓子類		33	33	41	0	0	-	-	-
清涼飲料水		16	21	25	0	0	0	-	0
酒精飲料		4	4	2	0	-	0	-	-
氷雪		2	2	2	0	0	-	-	-
水		4	4	4	0	0	-	-	0
かん詰・びん詰食品		11	7	7	0	-	0	-	-
その他の食品		58	54	49	0	0	0	-	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	-	-	-	-
	その他の添加物	0	0	0	0	-	-	-	-
器具及び容器包装		0	0	0	0	-	-	-	-
おもちや		0	0	0	0	-	-	-	-

③ 食中毒

《食中毒発生状況》

(単位：件、人)

区分	発生月日	原因施設	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	備考
4年	3.7	家庭	3	1	しめさば寿司	アニサキス	
	9.11	飲食店	5	2	複合調理食品	カンピロバクター	
	10.16	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
5年	-	-	-	-	-	-	
	1.9	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
	2.15	旅館	34	16	調理食品	ノロウイルス	
6年	3.30	飲食店	10	7	ヒラメの刺身	クドア	

※食中毒統計に合わせ「年次」で区分

④ 行政処分

《行政処分状況》

(単位：件)

区分	無許可	許可	禁 止	停 止	改 善	廃棄	回 収	移動禁
4年度	0	0	2	0	0	0	0	0
5年度	0	0	2	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0	0	0

※違反のあった施設に対する複数の処分を含む。

## ⑤ 食品衛生知識の普及啓発

講習会等を通じて、営業者の自主管理体制の確立と衛生意識の向上を図るとともに、消費者に対しても、保健所ホームページ、市政だより等で食品衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育等開催状況》 (単位：回、人)

区分	開催回数	受講者数
4年度	27	716
5年度	45	1,327
6年度	52	1,459
内 食品取扱業者	40	1,226
外 消費者等	12	233

## ⑥ 苦情・相談

食品の腐敗・変敗、食品取扱不良等の苦情・相談等に応じている。

《苦情・相談等取扱状況》 (単位：件)

区分	総数	食品								施設		その他の苦情症
		入異物混	発生ビの	変腐敗	異臭味	変色	安全性	表示	その他	不衛生	その他	
4年度	127	2	0	0	1	0	4	77	5	3	10	8 17
5年度	161	8	0	1	3	1	11	69	9	8	12	16 23
6年度	138	5	1	0	3	0	5	69	5	9	8	7 26

## ⑦ 関係団体の指導育成

食品衛生関係業界の自主管理体制の確立を図るため、食品衛生協会及び関係団体の円滑な事業運営、自主的活動の推進に努めるとともに、各種イベントへの助言、支援を行っている。

## (2) 環境衛生

日常生活に密接な関係がある環境衛生営業施設並びに多数の者が使用・利用する建築物、貯水槽水道施設等を対象に監視立入や各種科学的検査を行い、施設の改善、維持管理の徹底を指導することにより、衛生水準の向上に努めている。

### ① 施設の監視指導

旅館業及び興行場等の営業施設並びにその他の施設について、自主的な衛生管理の推進、衛生基準の遵守、施設の適正な維持管理の徹底等を指導した。

## 《環境衛生関係施設》

(単位: 件)

区分	施設数			許可(届出)件数			廃止件数			監視件数		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
総 数	4,720	4,724	4,707	53	40	28	49	36	44	255	288	253
営業施設	1,110	1,116	1,095	25	29	20	28	23	41	106	108	76
旅館業総数	155	156	154	10	8	2	4	7	4	43	21	13
旅館・ホテル	80	75	75	3	0	2	2	5	2	29	6	12
簡易宿所	75	81	79	7	8	0	2	2	2	14	15	1
下宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
興行場総数	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ施設	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公衆浴場総数	32	32	32	1	1	1	2	1	1	31	29	34
一般	10	10	10	0	0	0	2	0	0	20	18	21
その他	22	22	22	1	1	1	0	1	1	11	11	13
理容所	220	217	211	0	1	1	4	4	7	2	16	7
美容所	516	524	521	12	18	16	11	10	19	16	41	22
クリーニング所総数	178	178	168	2	1	0	7	1	10	14	1	0
一般	58	59	52	0	1	0	5	0	7	12	1	0
取次店	120	119	116	2	0	0	2	1	3	2	0	0
その他	3,610	3,608	3,612	28	11	8	21	13	3	149	180	177
化製場等	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畜舍家禽舎	15	15	15	1	0	0	0	0	0	2	2	0
墓地納骨堂	2,896	2,901	2,901	2	5	0	0	0	0	4	8	0
火葬場	25	24	23	0	0	0	0	1	0	0	0	0
特定建築物	73	74	73	2	1	0	1	0	1	72	75	80
プール	65	65	65	1	0	0	2	0	0	16	16	22
専用水道	10	9	9	1	0	0	0	1	0	5	4	6
簡易専用水道	415	412	418	7	2	6	15	5	0	3	3	11
井戸その他の水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4
温泉利用施設	46	42	41	12	0	0	1	4	1	22	35	25
建築物登録業	33	32	33	0	1	1	2	2	0	7	12	4
コインランドリー	31	33	33	2	2	1	0	0	1	3	2	4
家庭用品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	10
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	12	11

※施設数は各年度末現在

墓地納骨堂の施設数は未完成施設を含む。

墓地納骨堂の許可件数には、変更許可を含む。

## ② 検査

衛生上の各基準の適合状況を把握し、衛生管理の徹底等を指導するため、検査を行った。

### 《検査状況》

(単位：件)

区分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	不 不 適 良 数	内訳		備 考 (不良、不適項目)
					理化学	細菌	
総 数	53	55	59	3			
公衆浴場等	浴槽水等	14	14	16	1		レジオネラ属菌
	原 水	3	4	4	0		
コインランドリー拭き取り		0	0	0	0		
お し ぼ り		0	0	0	0		
理・美容所拭き取り		0	0	0	0		
家 庭 用 品	10	10	10	0			
飲料水	井戸等	1	1	1	0		
	簡易専水等	4	4	4	0		
	その他	0	0	0	0		
プ 一 ル 水	19	20	22	2	2		pH
クリーニング排水	0	0	0	0			
クーリングタワー冷却水	0	0	0	0			
医 藥 品	0	0	0	0			
業務上取扱者廃液検査	2	2	2	0			

※ 飲料水の簡易専水等には、専用水道、タンク水を含む。

飲料水のその他には、船舶飲料水を含む。

③ 環境衛生知識の普及啓発

衛生講習会の開催、市政だより、ホームページ等で広く一般に環境衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育開催状況》

(単位：回、人)

区分		総数	プール衛生講習会	理講美習容会	その他習会
4年度	回数	4	1	1	2
	人數	129	57	30	42
5年度	回数	2	1	1	0
	人數	76	36	40	0
6年度	回数	3	1	1	1
	人數	114	51	28	35

④ 苦情・相談

ハチ等の被害防止に関する相談や、ダニ、ノミ、ハエ等の衛生害虫についての対処方法など各種苦情相談に応じている。

《相談・苦情受付状況》

(単位：件)

区分	4 年 度	5 年 度	6年 度												計
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
ネズミ	6	5	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
ハエ	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ノミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シラミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダニ	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
アリ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハチ	113	154	1	6	9	23	37	10	10	3	0	0	0	1	100
カメムシ	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
チャタテムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カツオブシムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シバンムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ムカデ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
ヘビ	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ハト	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
コウモリ	6	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	4
イタチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴキブリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シロアリ	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
カ等	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の害虫	8	5	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5
井戸等飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墓地	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	5	9	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	5
合計	141	190	5	13	13	27	42	12	11	3	2	0	0	2	130

### (3) 薬務

平成26年11月、「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」に名称が改められた。平成28年10月、特定毒物研究者について県から権限移譲を受けた。保健衛生の向上を図るため、関係施設の監視指導に努めている。

#### 《薬務関係施設》

(単位: 施設、件)

区分	施設数			許可・登録(届出)件数			更新件数			廃止件数			監視件数			
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	
総 数	1,168	1,138	1,143	38	86	44	102	69	70	51	116	39	188	157	136	
薬局・医薬品販売業者等	薬局	139	140	140	0	5	5	26	22	26	3	4	5	40	28	30
	薬局製造販売業	7	7	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	2	0
	薬局製造業	7	7	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	2	0
	医薬品販売業	51	52	51	4	2	3	7	7	9	3	1	4	7	9	11
	卸売販売業	21	20	20	0	1	0	5	8	3	1	2	0	14	9	8
	薬種商新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	薬種商旧	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	特例販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駅構内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器	医療機器・賃貸業	123	122	124	6	9	6	28	14	9	3	10	4	38	23	25
	管理	662	639	647	24	49	26	/	/	/	26	72	18	0	0	0
毒物劇物営業者等	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸入業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	販売一般	125	121	118	2	3	2	29	16	20	11	7	5	46	29	28
	農業用	25	23	22	2	17	1	3	1	2	3	19	2	9	25	9
	特定	2	2	2	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1
	要届出業務上取扱者	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	3
	届出不要業務上取扱者(特定毒物使用者以外)	0	0	0	0	0	0	/	/	/	0	0	0	6	10	7
その他	-	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	16	14	14	

※ 施設数は各年度末現在

店舗販売業: 一般販売業を含む。

#### (4) 動物の保護管理

動物愛護センターが、平成16年1月15日に郷原に移転した。

動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図る施設として研修室などを備えている。

収容された犬猫が快適にすごせるよう、冷暖房・床暖房を完備している。

##### ① 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法では、飼い主は、犬の登録と狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。（ただし、生後91日未満のものは除く。）そのため、例年のとおり4～6月に市内の公園や市民センターなどに会場を設けて、新たな登録と狂犬病予防注射（集合注射）を行った。

なお、狂犬病予防注射は、開業獣医師のところでも接種可能である。

##### 《犬の登録と狂犬病予防注射の実施状況》

(単位：頭)

区分	登録数	予防接種頭数		
		総数	集合注射	その他
4年度	10,478	7,537	1,123	6,414
5年度	10,224	7,362	1,061	6,301
6年度	9,999	7,452	1,016	6,436

※犬の所有者から、その犬が負傷、疾病、老衰などにより、予防注射の延期の申し出があった場合、開業獣医師の交付する狂犬病予防注射実施猶予認定書により予防注射を猶予する。

##### ② 犬の捕獲

狂犬病予防法に基づき、繋がっていない犬や市民からの苦情に対し、捕獲業務を行った。

##### 《犬の捕獲状況》

(単位：件、頭)

区分	総数		技術員によるもの		捕獲器によるもの	
	受付	捕獲	受付	捕獲	受付	捕獲
4年度	140	34	117	30	23	4
5年度	79	11	63	6	16	5
6年度	85	5	57	3	28	2

### ③ 犬・猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引取り業務を行った。

《犬・猫の引取り状況》 (単位：件、頭)

区分	犬		猫	
	受付	引取り	受付	引取り
4年度	30	71	14	22
5年度	19	51	22	36
6年度	16	33	13	29

### ④ 咬傷事故

広島県動物愛護管理条例により、犬が人を咬んだ場合、その飼い主は、咬傷事故の届出と、獣医師による狂犬病か否かの診断が義務づけられている。

《咬傷事故状況》 (単位：件)

区分	総数	飼い犬による			野犬による
		登録犬	未登録犬	飼主不明犬	
4年度	7	6	0	1	0
5年度	7	7	0	0	0
6年度	5	5	0	0	0

### ⑤ 犬・猫の譲渡

犬・猫の譲渡事務取扱要綱を定め、実施している。

《犬・猫の譲渡状況》 (単位：頭)

区分	犬	猫
4年度	76 (44)	40 (39)
5年度	64 (17)	50 (11)
6年度	33 (5)	51 (9)

※ ( ) 内は成犬猫数

※猫は平成27年8月から、犬は平成28年度から、処分せずに動物愛護団体等に団体譲渡している。

## ⑥ 猫の不妊・去勢手術の一部補助

猫の不妊・去勢手術の補助に関する要綱を定め、平成7年11月1日から実施している。

《猫の不妊・去勢手術の補助状況》 (単位：件)

区分	総数	不妊	去勢
4年度	231	136	95
5年度	284	187	97
6年度	315	187	128

## ⑦ 地域猫活動の支援

野良猫（飼い主のいない猫）の対策として、「地域猫活動ガイドライン」を策定し、地域猫活動実施要綱を定め、平成28年度から地域猫活動に対する支援（住民の負担なしで不妊去勢手術）を行っている。

《地域猫活動に対する支援状況》 (単位：箇所、件)

区分	箇所	総数	不妊	去勢
4年度	24	282	170	112
5年度	10	437	236	201
6年度	11	304	165	139

## ⑧ 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、ペットショップ、トリマー、ペットホテルなど、営利で動物を取り扱う（第1種動物取扱業）には登録が、非営利で取り扱う（第2種動物取扱業）には届出が必要である。

《第1種動物取扱業の登録状況》 (単位：件、施設)

区分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養	施設数
4年度	34	37	4	2	5	0	2	67
5年度	38	40	4	2	5	0	2	73
6年度	37	43	2	2	5	0	3	75

《第2種動物取扱業の届出状況》 (単位：件、施設)

区分	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	施設数
4年度	1	0	0	0	0	1
5年度	2	0	0	0	1	2
6年度	1	0	0	0	0	1

## ⑨ 特定動物の飼養

動物の愛護及び管理に関する法律により、ライオン、ワニ、さるなど、人に危害を加えるおそれのある動物は、特定動物に指定され、飼うには呉市保健所の許可が必要である。

《特定動物の飼養状況》 (単位：件、施設)

区分	ワニ	
	施設数	頭数
4年度	1	2
5年度	1	2
6年度	0	0

## ⑩ 動物愛護啓発行事

動物愛護週間の趣旨にそって、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるよう、関係団体の協力を得て開催している。

## 3 衛生検査状況

市民及び市内業者からの依頼に基づき検査を令和2年度まで実施した。

令和3年度以後は、保健所での受付を取りやめ、民間の検査事業所の利用をお願いしている。

(単位：件)

区分	2年度	3年度～
総 数	666	—
食 品 衛 生	0	
食 品	0	
そ の 他	0	
飲 料 水	335	
井 戸 水	164	
ビ ル 給 水	59	
船 舶 水	110	
そ の 他	2	
環 境 衛 生	65	
プ ー ル 水	23	
地 下 水	40	
浴 槽 水	0	
砂 場 の 砂	2	
そ の 他	0	
臨 床 検 査	266	
腸 内 細 菌 のみ	34	
腸 内 細 菌 と O 157	232	
O 157のみ	0	